

県立図書館と県域サービス

京都橘大学 國松完二

1 自己紹介と本科目のねらい

この科目は、新しく設定された科目です。最近、全国の都道府県立図書館の動きを見ると、'80年代から'90年代にかけて、都道府県立図書館の新館建設ラッシュの時期があり、このころから、施設面では収蔵能力が100万冊以上の施設の大型化、大型施設を前提にした県域レベルの資料保存センター機能の強化等が、サービス面では、県域内の市町村立図書館支援を重視した事業展開が顕著になってきました。

2000年以降に入ると、多くの県立図書館で収蔵能力を超える蔵書冊数になってきたことから、高知県、長崎県、千葉県等で新たな県立新館建設が始まろうとしている。

近年、県立図書館の役割としては、市町村立図書館に対する協力、支援を最も重要なサービスと位置付けている館が多くなったが、具体的なサービスの展開では、各県の図書館状況により大きな差がある。市町村立図書館のあるべき姿は、『市民の図書館』日本図書館協会 1970 が刊行されて以降、図書館づくりから図書館サービスの展開まで、一定の方向性が示されたと考えてよいが、県立図書館の方向性をはっきりと示されたものはまだ存在しないのではないかと。

多くの県立図書館が全国の県立図書館の動向を横目に、自分の県立ではどのような事業展開をすべきか、自問自答、模索しながら運営しているのが現実ではないだろうか。そのような県立図書館の現状をどのように捉え、主に市町村立図書館の現場の仕事を通して、今の県立図書館に何を期待するのかみなさんと考えてみたい。

2 図書館の発展を支える政策提言

図書館政策といわれるものはいろいろありますが、特に滋賀の政策づくりに影響があったものとして

『中小都市における公共図書館の運営』1963

『市民の図書館』1970

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(案)1972

3 望ましい基準

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（案）1972

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 2001

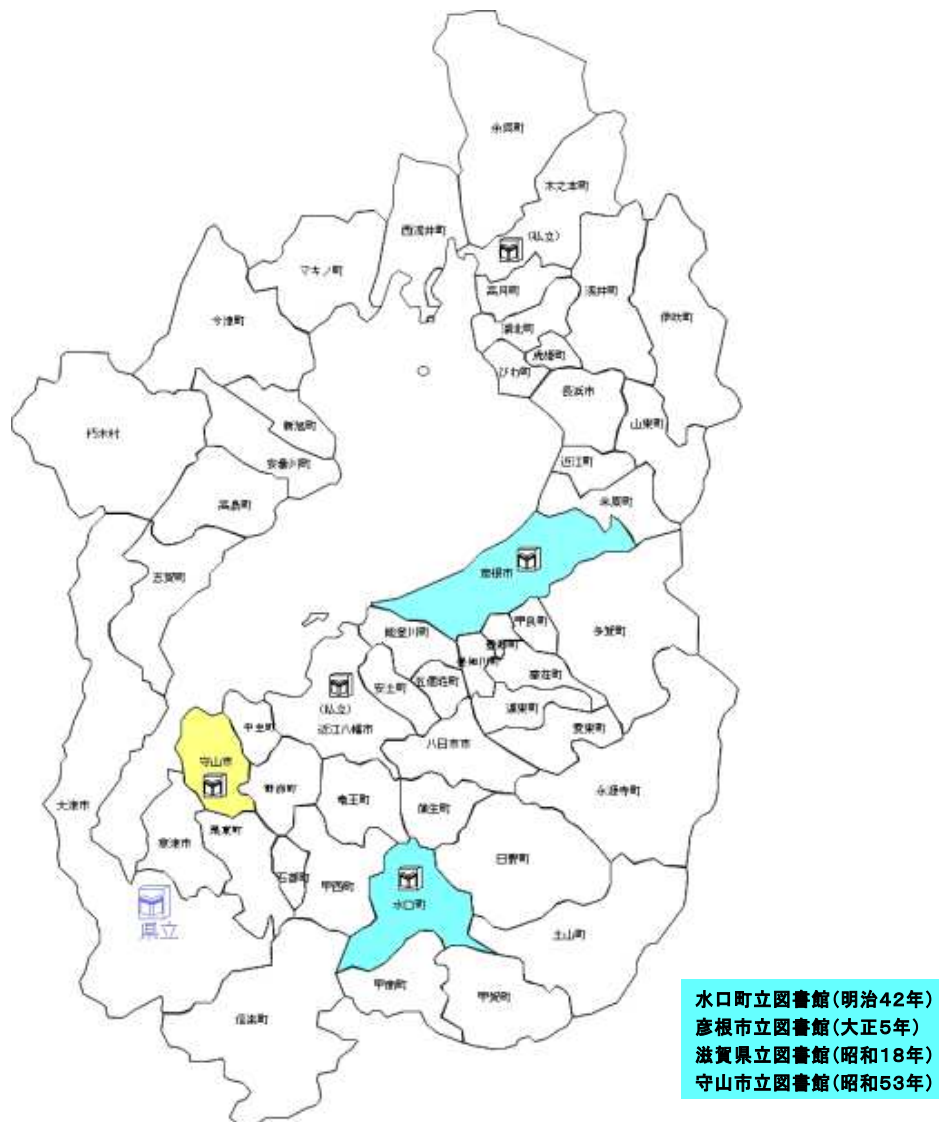
図書館の設置及び運営上の望ましい基準 2012

4 都道府県レベルの図書館政策（滋賀を例に）

滋賀に影響のあったものとして

『図書館政策の課題と対策 東京都の公共図書館の振興施策』1970

① ‘70年代前半までの図書館状況



戦後の新設図書館なし

『市民の図書館』以降も図書館設置の動きなし

1973年 「文化の幹線計画」(滋賀県総合発展計画)

博物館ない 美術館ない

唯一ある図書館も全国最下位のサービスレベル

滋賀のイメージ = 文化不毛の地 からの脱却

1974年 武村知事誕生 → 滋賀文化行政の幕開け

② 『滋賀県立図書館の基本構想に関する調査報告』1975 (日本図書館研究会に委託)

もともとは県立図書館を新設するための調査

県による市町村立図書館振興施策の重要性を提言

1976年 文化行政の始動：草の根文化の振興

教育委員会に文化部を設置

社会教育課とは別に文化行政に特化した文化振興課を設置

県域の文化施設を文化ゾーンとして総合的に整備

市町村立図書館などの整備を進めるための助成制度の整備

県域施設と地域施設の連携の強化

市町村理事者へ直接働きかけ

→市町村長、教育長への説明会、図書館振興会議

③ 『図書館振興に関する提言』1980

1980年 県立図書館の新館開館

④ 提言から具体的な施策へ

1981年 建設費・図書購入費補助制度スタート

規則改正 協力貸出を規定 協力車の運行 → 協力業務スタート

1982年 相互貸借規約制定 滋賀県公共図書館協議会

1983年 草津市立図書館開館 館長を招聘した最初の市町村

⑤ 二の矢、三の矢

1984年 図書購入補助期限延長(3年 → 5年)

1985年 県立コンピュータ導入 電話回線による市町村からのワライン申込開始

1986年 図書購入補助期限再延長(5年 → 10年)

1987年 『市町村立図書館の建設に向けて』 滋賀県教育委員会

『湖国の21世紀を創る図書館整備計画』 滋賀県図書館振興懇談会

図書館員専門講座開始(県立図書館)

1988年 児童書全件購入開始(県立図書館)

1991年 補助制度改定(開館時図書購入費割増等)

1992年 資料保存センター業務開始(県立図書館)

1998年 市町村図書館整備事業の見直し(県教育委員会)

図書購入費補助期限短縮(10年 → 5年)

2 県レベルの政策提言の変化

地方分権推進一括法(2000年4月施行)以降の変化
規制緩和の波
地域の自主性の尊重と県の市町に対する指導、助言の変化
県立図書館の市町村に対する態度の変化
図書館法改正
「望ましい基準」改正をどうとらえたか

3 市町レベルの図書館政策とは

- ① 平成の大合併
滋賀の場合 50市町村 ⇒ 19市町
地方の状況変化 未設置自治体の減 複数館の自治体が増加
- ② 新しいサービス計画をつくる
- ③ 評価 基本計画
県の指針の必要性
- ④ 図書館協議会、地域住民との連携、参画
滋賀県の取り組み ⇒ 図書館協議会交流会
- ⑤ 図書館職員(司書)の役割

4 近年県立図書館が実施している事業の課題

- ① 市町村立図書館支援
図書館づくりへの支援 → 設置率が100%近くなった現在具体的に何を支援?
- ② 資料面での支援・援助
協力貸出制度 → 制度自体はいつの間にか県立の仕事として定着
(対象図書館や貸出の中身は様々)
物流の課題(協力車、郵送・宅配、方法の多様化)
- ③ 県内図書館職員(司書)の研修制度
県立図書館の仕事として定着してきた。
研修の企画 → 市町村立図書館の意見、考え方を取り入れる
県図書館協会(協議会)が実施する研修 → 総合的に実施する必要性

(滋賀県の場合)

→ 県公共図書館協議会研修委員会(市町村立図書館長 6~7名で構成)
県立主催の専門講座(初級、中級、館長、専門分野、キャリア別研修)と協議会の独自研修の内容を総合的に検討する。

課題 → 情報技術等、新しいメディアに対応した実務研修が市町村立図書館の必要度の違いから困難

④ 資料整備面から見た県立図書館

○資料の網羅的収集 → 近年の資料費(図書購入費)の減少から困難
分担収集という考え方が強くなってきた。

○資料保存センターとしての役割

図書 → 市町村で利用度の低下した図書を県立で保存

→ 県の図書館状況により、分担保存方式(埼玉県、愛知県等)
センター集中保存方式(滋賀県)

雑誌 → 県立書庫の収容能力の問題

センター一括方式(滋賀)

滋賀でも、県立未所蔵の市町村収集雑誌を全て移管方式で集中保存することは困難(保存タイトルを 200 誌程度に限定して移管する方式)

都立多摩図書館(マガジンバンク)

○電子メディアの収集 → 電子書籍、DBの整備

市町村ではなかなか整備が進まない。

県立で収集、契約した資料群を市町村と共同使用できる仕組みを構築することが期待されている。(滋賀では、毎年、県に対する要望として取り上げられている。)

○職員(司書)の交流

県立図書館(司書)と県の他部署との交流、市町間の職員交流

職員の任用制度による違い

(参考) 滋賀県の県立、市町村立職員の交流制度

公立図書館職員(司書)交流研修の実施について

(趣旨)

滋賀県の公共図書館は、県の図書館振興施策と市町村立図書館のサービスの充実により大きく利用が伸びてきた。県民一人当たりの図書貸出冊数は、ここ数年にわたって全国トップレベルを維持している。こうしたなかで、さらに滋賀県全体の図書館サービスの質を深めていくためには、図書館サービスの専門職である司書の能力をより高めていくことが求められている。自治体

の枠を越えて県内の図書館の現場における経験や知識を共有し、相互の実践や技術を交流させることは、図書館職員の能力向上を図るうえで必要不可欠なこととなっている。

県立図書館においても市町立図書館のサービスの変化に対応した効果的な図書館協力のあり方を検討していくことが求められている。そこで、互いの業務内容を直に体験し研鑽を踏むことにより図書館サービスの向上を図ることとし、相互に図書館職員（司書）を派遣し研修を行う。

（派遣職員の従事業務）

○県が市町に派遣する職員（司書）

司書としての専門知識を生かしつつ住民により身近な市町図書館業務に携わることを通じて、地域重視、生活者原点の視点に立った図書館運営のノウハウや幅広い事務処理能力、政策形成能力を高める。

○市町が県に派遣する職員（司書）

県立図書館における県内公共図書館との連携協力業務や専門性の高い司書業務に携わることにより、政策形成能力や総合的な行政処理能力の向上を図る。

（派遣期間、身分等）

①職員（司書）の派遣期間は、原則として2年間とする。

②派遣職員は、県および市町の身分を併せて保有（併任）する。

③派遣職員の給与は派遣元の負担とし、時間外手当、旅費等は受入先の負担とする。

（研修要領）

別紙「滋賀県公立図書館職員（司書）交流研修要領」のとおり

（協定書）

当該市町との交流研修について互いに「協定書」を締結する。

（実績）

平成 18 年度：湖南市立図書館と県立図書館（2年間）

平成 19 年度：草津市立図書館と県立図書館（2年間）

平成 20年度：東近江市立図書館と県立図書館（2年間）

平成 21年度：野洲図書館と県立図書館（2年間）

平成 22年度：守山市立図書館と県立図書館（2年間）

滋賀県公立図書館職員（司書）交流研修要領

（目的）

第1 この要領は、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化する中、県と市町が互いに行政運営の手法を理解し、新たなパートナーシップの構築に資するため県教育委員会（以下「甲」という）と市町教育委員会（以下「乙」という）が相互に図書館職員（司書）を派遣し研修させることについて、必要な事項を定める。

（派遣職員の身分等）

第2 当該派遣は、地方公務員法第39条の規定に基づく研修とし、派遣職員は派遣期間中、甲および乙の身分を併せて保有するものとする。

（派遣職員の従事業務）

第3 甲が乙に派遣する職員は、地域重視、生活者原点の視点に立った政策形成能力や行政処理能力の向上を図るため、乙に所属する図書館において住民により身近な職務遂行能力を涵養することとし、その配置および従事業務については乙において決定するものとする。

2 乙が甲に派遣する職員は、広域的な視点による専門性の高い政策形成能力や総合的な行政処理能力の向上を図るため、甲に所属する図書館において主として広域的・専門的職務遂行能力を涵養することとし、その配置および従事業務については甲において決定するものとする。

（派遣期間）

第4 職員の派遣期間は、原則として2年間とする。但し、必要があるときは、甲乙協議のうえ変更ができるものとする。

（派遣対象職員）

第5 甲が派遣する職員および乙が派遣する職員は、甲乙の協議により定める司書とする。

（給与）

第6 派遣職員の派遣期間中における給与は、職員を派遣する甲および乙（以下「派遣元」という）が関係規定に基づいて支給する。但し、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当については、派遣を受け入れる甲および乙（以下「受入先」という）が、その関係規定に基づいて支

給するものとする。

(旅費)

第7 受入先の業務に係る旅費は、受入先がその関係規定に基づいて支給し、派遣元の用務に係る旅費は、派遣元がその関係規定に基づいて支給するものとする。

(サービス等)

第8 派遣職員の派遣期間中におけるサービス、勤務時間、休暇等の取扱いについては、受入先の関係規定に従うものとする。

2 年次有給休暇の日数は、派遣元が報告する日数の範囲内で与えることができる。

3 職務専念義務の免除等の取扱は、受入先の関係規定を適用する。

(福利厚生)

第9 派遣職員の公立学校共済組合および職員互助会への加入については、派遣により変動しないものとする。

2 受入先は、派遣職員が自己の加入する職員互助会等の行う福利厚生事業を利用し、または参加することについて配慮するものとする。

(報告)

第10 受入先は、派遣職員の勤務状況等について、必要の都度、派遣元に報告するものとする。

(その他)

第11 この要領に定める事項について疑義が生じたとき、およびこの要領に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。